

(第1条関係)寒川町表彰条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(表彰審査委員会の委員等)</p> <p>第4条 委員会の委員は、副町長、教育長、<u>企画政策部長</u>、総務部長、町民部長、福祉部長、健康子ども部長、環境経済部長、都市建設部長、拠点づくり部長、消防長、教育次長及び議会の事務局長をもつてあてる。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(表彰審査委員会の委員等)</p> <p>第4条 委員会の委員は、副町長、教育長、<u>企画部長</u>、総務部長、町民部長、福祉部長、健康子ども部長、環境経済部長、都市建設部長、拠点づくり部長、消防長、教育次長及び議会の事務局長をもつてあてる。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>～略～</p>

(第2条関係)寒川町会計管理者の補助組織設置規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>会計課</p> <p>会計担当</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>資金前渡、概算払及び前金払の精算審査</u>に関すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>隔地払及び口座振替に関すること。</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>～略～</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>会計課</p> <p>会計担当</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) <u>資金前渡及び概算払</u>の精算審査に関すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>～略～</p>

(第3条関係)寒川町事務分掌等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(課等及び担当の設置)</p> <p>第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(課等及び担当の設置)</p> <p>第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。</p>

企画政策部

企画政策課 秘書担当 企画行革担  
当 広報統計担当

財政課 財政担当 契約検査担当  
情報システム担当

危機管理課 危機管理担当

総務部

総務課 行政総務担当 職員担当  
管財担当

(加える)

税務課 (略)

収納対策課 収納担当

町民部

協働文化推進課 (略)

(加える)

町民窓口課 (略)

福祉部

(略)

健康子ども部

子ども青少年課 子ども家庭担当  
保育担当 青少年育成担当

(加える)

健康・スポーツ課 (略)

環境経済部

(略)

都市建設部

(略)

拠点づくり部

(略)

(課等の事務分掌)

第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。

企画政策部

企画政策課

企画部

企画政策課 秘書担当 企画行革担  
当

財政課 財政担当 契約検査担当

広報戦略課 統計マーケティング担  
当 広報プロモーション担当 情  
報システム担当

総務部

総務課 行政総務担当 職員力推進  
担当

施設再編課 管財担当 計画担当

税務課 (略)

収納課 収納担当

町民部

協働文化推進課 (略)

町民安全課 災害対策担当 防犯・交  
通安全担当

町民窓口課 (略)

福祉部

(略)

健康子ども部

子育て支援課 子ども家庭担当 の  
びのびすくすく担当

保育・青少年課 保育担当 青少年育  
成担当

健康・スポーツ課 (略)

環境経済部

(略)

都市建設部

(略)

拠点づくり部

(略)

(課等の事務分掌)

第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。

企画部

企画政策課

秘書担当

- (1) 町長及び副町長の秘書に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) 表彰及びほう賞に関すること。
- (4) 町長乗用車の運行に関すること。
- (5) 町長及び副町長の事務引継ぎに関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。
- (7) 部内の事務連絡に関すること。
- (8) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

企画行革担当

- (1) 行政施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 行政施策の評価に関すること。
- (3) 行政組織の企画に関すること。
- (4) 特命事項の調査、研究に関すること。
- (5) 総合計画の進行管理に関すること。
- (6) 総合計画審議会に関すること。
- (7) 広域行政に関すること。
- (8) 政策会議に関すること。
- (9) 部長会議に関すること。
- (10) 行政改革に関すること。
- (11) 地方分権に関すること。
- (12) 事務改善に関すること。
- (13) 指定管理者の選定に関すること。

秘書担当

- (1) 町長及び副町長の秘書に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) 表彰及びほう賞に関すること。
- (4) 町長乗用車の運行に関すること。
- (5) 町長及び副町長の事務引継ぎに関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。
- (7) 部内の事務連絡に関すること。
- (8) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

企画行革担当

- (1) 行政施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 行政施策の評価に関すること。
- (3) 行政組織の企画に関すること。
- (4) 特命事項の調査、研究に関すること。
- (5) 総合計画に関すること。
- (6) 総合計画審議会に関すること。
- (7) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (8) 広域行政に関すること。
- (9) 政策会議に関すること。
- (10) 部長会議に関すること。
- (11) 行政改革に関すること。
- (12) 地方分権に関すること。
- (13) 事務改善に関すること。

広報統計担当

- (1) 広報活動の企画及び調整に関すること。
- (2) 広報紙その他の広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (3) 広報番組の企画及び制作に関すること。
- (4) 寒川町インターネットホームページの管理に関すること。
- (5) 報道機関との連絡に関すること。
- (6) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく統計調査に関すること。
- (7) 町章並びに町の木、町の花及び町の鳥の表徴に関すること。
- (8) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

財政課

財政担当

- (1) 予算編成に関すること。
- (2) 予算の配当及び執行管理に関すること。

(14) 指定管理者の選定に関すること。

(15) 指定管理者選定委員会に関すること。

財政課

財政担当

- (1) 予算編成に関すること。
- (2) 予算の配当及び執行管理に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) 町債及び一時借入金に関すること。
- (5) 地方交付税等に関すること。
- (6) 財政状況の公表に関すること。
- (7) 決算における主要な施策の成果説明及び決算統計に関すること。
- (8) 基金の運用管理に関すること。
- (9) 手数料等の収入の総括に関すること。
- (10) 寄附金の採納に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

契約検査担当

- (1) 工事請負契約及びこれに係る委託契約の執行に関すること。
- (2) 工事請負契約及び委託契約の総括管理に関すること。
- (3) 物品の購入契約及び検収に関すること。

(3) 財政計画に関すること。

(4) 町債及び一時借入金に関すること。

(5) 地方交付税等に関すること。

(6) 財政状況の公表に関すること。

(7) 決算における主要な施策の成果説明及び決算統計に関すること。

(8) 基金の運用管理に関すること。

(9) 手数料等の収入の総括に関すること。

(10) 寄附金の採納に関すること。

(11) 課の庶務に関すること。

#### 契約検査担当

(1) 工事請負契約及びこれに係る委託契約の執行に関すること。

(2) 工事請負契約及び委託契約の総括管理に関すること。

(3) 物品の購入契約及び検収に関すること。

(4) 契約業者の入札参加資格の審査及び登録に関すること。

(5) 工事等の検査に関すること。

(6) 国庫補助金対象工事に伴う検査の調整に関すること。

(7) 土木、建築工事等の施工基準に関すること。

(8) 公共工事に伴う建設廃材の調整に関すること。

#### 情報システム担当

(1) 情報施策の企画及び調整に

(4) 契約業者の入札参加資格の審査及び登録に関すること。

(5) 工事等の検査に関すること。

(6) 国庫補助金対象工事に伴う検査の調整に関すること。

(7) 土木、建築工事等の施工基準に関すること。

(8) 公共工事に伴う建設廃材の調整に関すること。

#### 広報戦略課

##### 統計マーケティング担当

(1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく統計調査に関すること。

(2) マーケティングに係る総合的企画及び調整に関すること。

(3) マーケティングに係る資料の収集及び活用に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

##### 広報プロモーション担当

(1) 広報活動の総合的企画及び

関すること。

(2) コンピュータによる事務処理に関すること。

(3) コンピュータとその関連技術の調査、研究及びシステム開発に関すること。

#### 危機管理課

##### 危機管理担当

(1) 防災会議に関すること。

(2) 地域防災計画に関すること。

(3) 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関すること。

(4) 防災備蓄品の保守管理に関すること。

(5) 防災行政無線の管理運用に関すること。

(6) 防災意識の啓発に関すること。

(7) 自主防災組織に関すること。

(8) 水防に関すること。

(9) 国民保護協議会に関すること。

(10) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する

調整に関すること。

(2) 広報紙その他の広報刊行物の編集及び発行に関すること。

(3) 広報番組の企画及び制作に関すること。

(4) 寒川町インターネットホームページの管理に関すること。

(5) 報道機関との連絡に関すること。

(6) 人口施策及び定住促進施策に係る総合的企画、調整及び推進に関すること。

(7) 町章並びに町の木、町の花及び町の鳥の表徴に関すること。

##### 情報システム担当

(1) 情報施策の総合的企画及び調整に関すること。

(2) コンピュータによる事務処理に関すること。

(3) コンピュータとその関連技術の調査、研究及びシステム開発に関すること。

こと。

(11) 防災協会及び治水砂防協会に関すること。

(12) 災害対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

総務部

総務課

行政総務担当

(1)～(6) (略)

(加える)

(7)～(21) (略)

職員担当

(略)

管財担当

(1) 公有財産管理の総括調整に関すること。

(2) 普通財産の管理及び処分に  
関すること。

(3) 普通財産の貸付けに関する  
こと。

(4) 借用地に関すること。

(5) 公有財産の保険に関する  
こと。

(6) 行政境界に関すること。

(7) 地籍調査に関すること。

(8) 土地開発公社に関する  
こと。

(9) 地価公示法(昭和44年法律  
第49号)に関すること。

(10) 不動産評価委員会に関  
すること。

(11) 財産台帳の整理に関  
すること。

(12) 町が管理する建物、工作物  
等の維持及び補修に関  
すること。

(13) 庁舎の管理及び使用に関

総務部

総務課

行政総務担当

(1)～(6) (略)

(7) 自治行政法律相談に関する  
こと。

(8)～(22) (略)

職員力推進担当

(略)

(削る)

すること。

(14) 庁用自動車の管理に関する  
こと。

(15) 寄附物品の採納に関する  
こと。

(16) 他課が所管する事業の補  
助に関すること。

(17) 建築営繕工事の設計、施工  
及び監督に関すること。

(18) 建築設計及び工事の予算  
見積りに関すること。

(19) 受託工事の設計、施工及び  
監督に関すること。

(20) 受託設計及び工事に係る  
事務の調整に関すること。

(加える)

#### 施設再編課

##### 管財担当

(1) 公有財産管理の総括調整に  
関すること。

(2) 普通財産の管理及び処分に  
関すること。

(3) 普通財産の貸付けに関する  
こと。

(4) 借用地に関すること。

(5) 公有財産の保険に関するこ  
と。

(6) 行政境界に関すること。

(7) 地籍調査に関すること。

(8) 土地開発公社に関するこ  
と。

(9) 地価公示法(昭和44年法律  
第49号)に関すること。

(10) 不動産評価委員会に関す  
ること。

(11) 財産台帳の整理に関する  
こと。

(12) 町が管理する建物、工作物  
等の維持及び補修に関するこ  
と。

税務課

(略)

収納対策課

収納担当

- (1) (略)
- (2) 町税の減免、納期の延長及び欠損処分に関すること。
- (3)～(9) (略)
- (10) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育料の滞納に関し、移管を受けたものの滞納整理及び欠損処分に関すること。
- (11) (略)

(略)

町民部

(13) 庁舎の管理及び使用に関すること。

(14) 庁用自動車の管理に関すること。

(15) 寄附物品の採納に関すること。

(16) 他課が所管する事業の補助に関すること。

(17) 建築営繕工事の設計、施工及び監督に関すること。

(18) 建築設計及び工事の予算見積りに関すること。

(19) 受託工事の設計、施工及び監督に関すること。

(20) 受託設計及び工事に係る事務の調整に関すること。

(21) 課の庶務に関すること。

計画担当

(1) 公共施設等総合管理計画に関すること。

(2) 公共施設(インフラ及び都市公園を除く。)の総合的企画及び調整に関すること。

税務課

(略)

収納課

収納担当

- (1) (略)
- (2) 町税の減免、納期の延長及び不納欠損処分に関すること。
- (3)～(9) (略)
- (10) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育料の滞納に関し、移管を受けたものの滞納整理\_\_\_\_\_に関すること。
- (11) (略)

町民部

協働文化推進課

協働担当

(1)～(4) (略)

(加える)

(5) (略)

(6) 地域集会施設 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に関すること。

(7) 交通安全対策の企画及び推  
進に関すること。

(8) 交通安全思想の普及宣伝及  
び安全教育に関すること。

(9) 交通指導員に関すること。

(10) 交通安全対策協議会等に  
関すること。

(11) 自転車駐車場に関するこ  
と。

(12) 放置自転車対策に関する  
こと。

(13) 防犯対策に関すること。

(14)～(16)

文化担当

(略)

(加える)

協働文化推進課

協働担当

(1)～(4) (略)

(5) まちづくり懇談会に関する  
こと。

(6) (略)

(7) 地域集会施設の指定管理者  
による管理に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(8)～(9)

文化担当

(略)

町民安全課

災害対策担当

(1) 町民の危機管理に関するこ  
と。

(2) 防災会議に関すること。

(3) 地域防災計画に関するこ  
と。

(4) 災害対策本部及び地震災害  
警戒本部に関すること。

(5) 防災備蓄品の保守管理に関  
すること。

(6) 防災行政無線の管理運用に  
関すること。

(7) 防災意識の啓発に関するこ  
と。

町民窓口課

(略)

福祉部

福祉課

総務担当

(1)～(9) (略)

(10) 福祉活動センターの管理運営に関する  
こと。

障害福祉担当

(略)

(8) 自主防災組織に関するこ  
と。

(9) 水防に関すること。

(10) 国民保護協議会に関する  
こと。

(11) 国民保護対策本部及び緊  
急対処事態対策本部に関する  
こと。

(12) 防災協会及び治水砂防協  
会に関すること。

(13) 災害対策に係る関係機関  
との連絡調整に関すること。

(14) 自衛官及び自衛官候補生  
の募集に関すること。

(15) 課の庶務に関すること。

防犯・交通安全担当

(1) 防犯対策に関すること。

(2) 交通安全対策の企画及び推  
進に関すること。

(3) 交通安全思想の普及宣伝及  
び安全教育に関すること。

(4) 交通指導員に関すること。

(5) 交通安全対策協議会等に関  
すること。

(6) 自転車駐車場に関するこ  
と。

(7) 放置自転車対策に関するこ  
と。

町民窓口課

(略)

福祉部

福祉課

総務担当

(1)～(9) (略)

(10) 福祉活動センターの指定  
管理者による管理に関するこ  
と。

障害福祉担当

(略)

臨時福祉給付金担当

(略)

高齢介護課

高齢福祉担当

(1)～(9) (略)

(10) 北部文化福祉会館及び南部文化福祉会館との連絡調整に関すること。

(11) ふれあいセンター\_\_\_\_\_に関すること。

(12)・(13) (略)

保険年金課

年金担当

(略)

国保・高齢者医療担当

(1) (略)

(2) 国民健康保険料の賦課及び徴収(収納対策課に移管したものを除く。)に関すること。

(3)～(9) (略)

(10) 後期高齢者医療保険料の徴収(収納対策課に移管したものを除く。)に関すること。

(11)・(12) (略)

健康子ども部

子ども青少年課

子ども家庭担当

(1) 子育て支援に関すること。

(2) 児童の遊び場の遊具の管理に関すること。

(3) 児童虐待防止に関すること。

(4) 母子、父子世帯に関すること。

(5) 小児医療費の助成に関すること。

(6) 児童手当に関すること。

臨時福祉給付金担当

(略)

高齢介護課

高齢福祉担当

(1)～(9) (略)

(削る)

(10) ふれあいセンターの指定管理者による管理に関すること。

(11)・(12) (略)

保険年金課

年金担当

(略)

国保・高齢者医療担当

(1) (略)

(2) 国民健康保険料の賦課及び徴収(収納課に移管したものを除く。)に関すること。

(3)～(9) (略)

(10) 後期高齢者医療保険料の徴収(収納課に移管したものを除く。)に関すること。

(11)・(12) (略)

健康子ども部

子育て支援課

子ども家庭担当

(1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。

(2) 子ども・子育て会議に関すること。

(3) 子育てサポートセンター業務に関すること。

(4) 児童の遊び場の遊具の管理に関すること。

(5) 母子、父子世帯に関すること。

(6) 小児医療費の助成に関すること。

(7) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

(8) ひとり親家庭医療費の助成に関すること。

(9) 養育医療に関すること。

(10) 寒川町立ひまわり教室の運営に関すること。

(11) 特定不妊治療助成事業に関すること。

(12) 不育症治療費助成事業に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

(14) 部内の事務連絡に関すること。

(15) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

#### 保育担当

(1) 認定こども園、幼稚園及び保育園に関すること。

(2) 認可保育所の入所並びに保育料の賦課及び徴収(収納対策課に移管したものを除く。)に関すること。

(3) 幼児の就園奨励に関すること。

(7) 児童手当に関すること。

(8) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

(9) ひとり親家庭医療費の助成に関すること。

(10) 養育医療に関すること。

(11) 寒川町立ひまわり教室の運営に関すること。

(12) 特定不妊治療助成事業に関すること。

(13) 不育症治療費助成事業に関すること。

(14) 課の庶務に関すること。

(15) 部内の事務連絡に関すること。

(16) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

#### のびのびすくすく担当

(1) 母子保健法(昭和40年法律第141号)の保健事業に関すること。

(2) 子育て世代包括支援センター事業に関すること。

(3) 産後ケア事業に関すること。

(4) 子どもの予防接種に関すること。

(5) 子育て支援相談に関すること。

(6) 児童虐待防止に関すること。

(7) 乳児家庭全戸訪問に関すること。

(8) 養育支援訪問に関するこ

青少年育成担当

- (1) 青少年指導員に関するこ  
と。
- (2) 青少年問題協議会に関する  
こと。
- (3) 青少年健全育成事業に関す  
ること。
- (4) 成人式に関すること。
- (5) 青少年施設の管理運営に関  
すること。
- (6) 青少年関係団体の指導育成  
に関すること。
- (7) 放課後児童健全育成事業に  
関すること。

(加える)

と。

- (9) 子育て支援プログラムの実  
施に関すること。

(削る)

保育・青少年課

保育担当

- (1) 認定こども園、幼稚園及び  
保育園に関すること。
- (2) 認可保育所の入所並びに保  
育料の賦課及び徴収(収納対策  
課に移管したものを除く。)に  
関すること。
- (3) 幼児の就園奨励に関するこ  
と。
- (4) 課の庶務に関すること。

青少年育成担当

- (1) 青少年指導員に関するこ  
と。
- (2) 青少年問題協議会に関する  
こと。
- (3) 青少年健全育成事業に関す  
ること。
- (4) 成人式に関すること。
- (5) 青少年施設の管理運営に関  
すること。
- (6) 青少年関係団体の指導育成

健康・スポーツ課

健康づくり担当

(1)～(2) (略)

(3) 母子保健法(昭和40年法律第141号)の保健事業に関する  
こと。

(4) 乳児家庭全戸訪問に関する  
こと。

(5)・(6) (略)

(7) 各種予防接種  
及び感染症予防に関する  
こと。

(8)～(10) (略)

(11) 健康管理センター  
に関する  
こと。

(12)・(13) (略)

スポーツ推進担当

(1)～(5) (略)

(6) 体育施設  
の管理運営に関する  
こと。  
(加える)

(7) (略)

環境経済部

産業振興課

(略)

農政課

農政担当

(1)～(3) (略)

(加える)

(4)～(13) (略)

環境課

に関する  
こと。

(7) 放課後児童健全育成事業に  
関すること。

健康・スポーツ課

健康づくり担当

(1)～(2) (略)

(削る)

(削る)

(3)・(4) (略)

(5) 各種予防接種(子育て支援  
課の主管に属するものを除  
く。)及び感染症予防に関する  
こと。

(6)～(8) (略)

(9) 健康管理センターの指定管  
理者による管理に関する  
こと。

(10)・(11) (略)

スポーツ推進担当

(1)～(5) (略)

(6) 体育施設(田端スポーツ公  
園を除く。)の管理運営に関する  
こと。

(7) 田端スポーツ公園の指定管  
理者による管理に関する  
こと。

(8) (略)

環境経済部

産業振興課

(略)

農政課

農政担当

(1)～(3) (略)

(4) 農業委員候補者の推薦の求  
め及び募集並びに評価及び選  
定に関する  
こと。

(5)～(14) (略)

環境課

環境保全担当

(略)

資源廃棄物担当

(1)～(9) (略)

(10) 宮山駅前公衆便所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の維持管  
理に関する事

都市建設部

道路課

管理担当

(1)～(14) (略)

(15) 部内の他課等の所管に属  
しない事務に関する事

整備担当

(略)

下水道課

(略)

都市計画課

都市計画・開発指導担当

(略)

みどり・国県担当

(1) (略)

(2) 公園(一之宮公園 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を除く。)、緑地等  
の維持管理に関する事  
(加える)

(3)～(11) (略)

拠点づくり部

倉見拠点づくり課

倉見拠点づくり担当

(1)～(4) (略)

(5) 部内の他課の主管に属  
しない事務に関する事

田端拠点づくり課

(略)

寒川駅周辺整備事務所

整備担当

(1)～(5) (略)

(6) 寒川駅北口地区土地区画整  
理事業実施計画の承認及び変

環境保全担当

(略)

資源廃棄物担当

(1)～(9) (略)

(10) 宮山駅前公衆便所及び  
寒川駅前公衆便所の維持管  
理に関する事

都市建設部

道路課

管理担当

(1)～(14) (略)

(15) 部内の他課の所管に属  
しない事務に関する事

整備担当

(略)

下水道課

(略)

都市計画課

都市計画・開発指導担当

(略)

みどり・国県担当

(1) (略)

(2) 公園(一之宮公園及び寒川  
総合体育館を除く。)、緑地等  
の維持管理に関する事

(3) 寒川総合体育館の指定管理  
者による管理に関する事

(4)～(12) (略)

拠点づくり部

倉見拠点づくり課

倉見拠点づくり担当

(1)～(4) (略)

(5) 部内の他課等の主管に属し  
ない事務に関する事

田端拠点づくり課

(略)

寒川駅周辺整備事務所

整備担当

(1)～(5) (略)

(6) 寒川駅北口地区土地区画整  
理事業に係る清算に関する事

更承認の申請に関すること。  
(7)～(10) (略)

～略～

(文書館)

第8条 寒川文書館条例(平成18年寒川町条例第2号)により設置された文書館は、次のとおりである。

名称	位置
寒川文書館	寒川町宮山135番地の1

2 文書館における事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 文書館の \_\_\_\_\_  
\_\_管理に関すること。

(2)～(9) (略)

3 文書館は、総務部総務課に属する。

(文化福社会館)

第9条 寒川町立文化福社会館条例(昭和57年寒川町条例第8号)により設置された文化福社会館は、次のとおりである。

名称	位置
寒川町北部文化福社会館	寒川町宮山2820番地の1
寒川町南部文化福社会館	寒川町一之宮八丁目5番20号

2 文化福社会館における事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 文化福社会館の管理に関すること。

(2) 文化福社会館の使用承認に関すること。

(3) 文化福社会館の利用者の指導及び育成に関すること。

3 文化福社会館は、福祉部に属する。

第10条～第12条 (略)

～略～

と。  
(7)～(10) (略)

～略～

(文書館)

第8条 寒川文書館条例(平成18年寒川町条例第2号)により設置された文書館は、次のとおりである。

名称	位置
寒川文書館	寒川町宮山135番地の1

2 文書館における事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 文書館の運営及び指定管理者による管理に関すること。

(2)～(9) (略)

3 文書館は、総務部総務課に属する。

(削る)

第9条～第11条 (略)

～略～

(第4条関係)寒川町長の職務代理者及び職務執行者を定める規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(町長の職務代理者)	(町長の職務代理者)
第2条 法第152条第2項に規定する場合において町長の職務を代理する職員は、 <u>企画政策部長</u> (寒川町部設置条例(平成元年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第1条に規定する <u>企画政策部</u> の長をいう。)とする。	第2条 法第152条第2項に規定する場合において町長の職務を代理する職員は、 <u>企画部長</u> (寒川町部設置条例(平成元年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第1条に規定する <u>企画部</u> の長をいう。)とする。
(町長の職務執行者)	(町長の職務執行者)
第3条 法第152条第3項に規定する場合において町長の職務を行う上席の職員は、部長(条例第1条に規定する <u>企画政策部</u> 、 <u>総務部</u> 、 <u>町民部</u> 、 <u>福祉部</u> 、 <u>健康子ども部</u> 、 <u>環境経済部</u> 、 <u>都市建設部</u> 及び <u>拠点づくり部</u> のそれぞれの長をいう。以下同じ。)の職にある職員とし、その順序は、これらの者の部長としての引き続く在職期間の長短により、部長としての在職期間が同じであるときは、年齢の多少による。	第3条 法第152条第3項に規定する場合において町長の職務を行う上席の職員は、部長(条例第1条に規定する <u>企画部</u> 、 <u>総務部</u> 、 <u>町民部</u> 、 <u>福祉部</u> 、 <u>健康子ども部</u> 、 <u>環境経済部</u> 、 <u>都市建設部</u> 及び <u>拠点づくり部</u> のそれぞれの長をいう。以下同じ。)の職にある職員とし、その順序は、これらの者の部長としての引き続く在職期間の長短により、部長としての在職期間が同じであるときは、年齢の多少による。
～略～	～略～

(第5条関係)寒川町広報に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(広報活動の管理)	(広報活動の管理)
第4条 広報事項は、 <u>企画政策部企画政策課長</u> (以下「広報主管課長」という。)が、広聴事項は、広聴主管課長が掌理する。ただし、消防、選挙の執行その他緊急やむを得ない広報活動は、当該主管課等において処理する。	第4条 広報事項は、 <u>企画部広報戦略課長</u> (以下「広報主管課長」という。)が、広聴事項は、広聴主管課長が掌理する。ただし、消防、選挙の執行その他緊急やむを得ない広報活動は、当該主管課等において処理する。
第5条 (略)	第5条 (略)
(責任者及び広報主任の職務)	(責任者及び広報主任の職務)

<p>第6条 (略)</p> <p>2 広報主任の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者の命を受け広報事項の整理を図ること。</p> <p>(2) 広聴主管課から送付される広聴事項を取扱うこと。</p> <p>(3) <u>企画政策部企画政策課</u>の行う取材等に協力すること。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 広報主任の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 責任者の命を受け広報事項の整理を図ること。</p> <p>(2) 広聴主管課から送付される広聴事項を取扱うこと。</p> <p>(3) <u>企画部広報戦略課</u>の行う取材等に協力すること。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--	--

(第6条関係)寒川町職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(出先機関における職)	(出先機関における職)
<p>第5条 寒川文書館及び寒川町立文化福祉会館に館長を、寒川町美化センター及び寒川広域リサイクルセンターに場長を、一之宮公園管理事務所に所長を置く。</p> <p>2 町長は、必要と認めるときは、寒川町立文化福祉会館に主幹、技幹、副主幹、副技幹、主査、主任主事又は主任技師を置くことができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>第5条 寒川文書館_____に館長を、寒川町美化センター及び寒川広域リサイクルセンターに場長を、一之宮公園管理事務所に所長を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第7条関係)寒川町職員表彰規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(職員表彰審査会)	(職員表彰審査会)
<p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会の委員は、副町長、教育長、<u>企画政策部長</u>、総務部長、町民部長、福祉部長、健康子ども部長、環境経済部長、</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会の委員は、副町長、教育長、<u>企画部長</u>、総務部長、町民部長、福祉部長、健康子ども部長、環境経済部長、</p>

都市建設部長、拠点づくり部長、議会の事務局長、教育次長及び消防長をもつてあてる。 4・5 (略) ～略～	都市建設部長、拠点づくり部長、議会の事務局長、教育次長及び消防長をもつてあてる。 4・5 (略) ～略～
--	--

(第8条関係)寒川町職員の管理職手当に関する規則新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
区分	職	管理職手当の額	区分	職	管理職手当の額
(略)			(略)		
4	(1) 町長の事務部局の課長、専任主幹、専任技幹、所長又は館長(寒川町立文化福祉会館長に限る。) (2)～(7) (略)	65,500円	4	(1) 町長の事務部局の課長、専任主幹、専任技幹、所長 _____ _____ (2)～(7) (略)	65,500円
5	(1) 町長の事務部局の主幹、技幹、館長(寒川町立文化福祉会館長を除く。) (2)・(3) (略)	58,000円	5	(1) 町長の事務部局の主幹、技幹、館長 _____ _____ 又は場長 (2)・(3) (略)	58,000円
～略～			～略～		

(第9条関係)寒川町財務規則新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (用語の意義)	第1条 (略) (用語の意義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ～略～	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ～略～
(5) 課等の長 寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年寒川町規則第11号)第2	(5) 課等の長 寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年寒川町規則第11号)第2

条に規定する課及び事務所の長、寒川町会計管理者の補助組織設置規則(昭和53年寒川町規則第8号)第1条に規定する会計課(以下「会計課」という。)の長、消防の部局の課長、議会事務局の次長、教育委員会の事務局の課長、公民館及び図書館の館長、選挙管理委員会の書記長、農業委員会の事務局長、監査委員の事務局長をいう。

～略～

(予算編成方針)

第10条 財務を主管する部長(寒川町部設置条例第1条に規定する企画政策部の長をいう。以下「財務主管部長」という。)は、町長の命を受けて予算編成方針を毎会計年度の当初予算の編成にあつては毎年11月末日までに、補正予算にあつては町長の指定する日までに定め、部長及び課等の長に通知しなければならない。ただし、補正予算にあつては予算編成方針を定めないのである。

～略～

別表第1(第3条関係)

設置箇所	出納員の任命を受ける職	委任事項
企画政策部	企画政策課 課長	計画資料、行政資料等頒布収入金の収納
	財政課 課長	寄附金、財政資料等頒布収入金その他歳計外現金の収納
	総務課 課長	町史資料頒布収納金、公文書の複写代金、講座等資料代金、源泉所得税、不要物品の売払代金及び庁舎管理から生ずる諸収入金の収納

条に規定する課及び事務所の長、寒川町会計管理者の補助組織設置規則(昭和53年寒川町規則第8号)第1条に規定する会計課(以下「会計課」という。)の長、消防の部局の課長、議会事務局の次長、教育委員会の事務局の課長 \_\_\_\_\_、選挙管理委員会の書記長、農業委員会の事務局長 並びに監査委員の事務局長をいう。

～略～

(予算編成方針)

第10条 財務を主管する部長(寒川町部設置条例第1条に規定する企画部の長をいう。以下「財務主管部長」という。)は、町長の命を受けて予算編成方針を毎会計年度の当初予算の編成にあつては毎年11月末日までに、補正予算にあつては町長の指定する日までに定め、部長及び課等の長に通知しなければならない。ただし、補正予算にあつては予算編成方針を定めないのである。

～略～

別表第1(第3条関係)

設置箇所	出納員の任命を受ける職	委任事項
企画政策部	企画政策課 課長	計画資料、行政資料等頒布収入金の収納
	財政課 課長	寄附金、財政資料等頒布収入金その他歳計外現金の収納
	広報戦略課 課長	行政資料等頒布収入金の収納
総務部	総務課 課長	町史資料頒布収納金、公文書の複写代金、講座等資料代金、源泉所得税の収納
	施設再編課 課長	不要物品の売払代金及び庁舎管理から生ずる諸収入金の収納

税務課	(略)		
収納対策課	(略)		
町協働文化推進課	(略)		
町民窓口課	(略)		
福祉部	(略)		
健康子ども青少年課	(略)		
健康・スポーツ課	(略)		
(略)			
教育総務課	(略)		
委員	学校教員	課長	図書の売払代金の収納
会	寒川町民センター	館長	町民センター使用料及び公文書の複写代金の収納
	寒川町北部公民館	館長	公文書の複写代金の収納
	寒川町南部公民館	館長	公文書の複写代金の収納
	寒川総合図書館	館長	公文書及び図書館資料の複写代金の収納

～略～

第31号様式(第34条関係)

(略)

備考 1 3部作成し、1部は企画政策部財政課に保存し、1部は各課等に、1部は会計管理者あての通知書とすること。

税務課	(略)		
収納課	(略)		
町民安民課	(略)		
町民窓口課	(略)		
福祉部	(略)		
健康子ども青少年課	(略)		
健康・スポーツ課	(略)		
(略)			
教育総務課	(略)		
委員	学校教員	課長	図書の売払代金の収納
会	寒川町民センター	館長	町民センター使用料及び公文書の複写代金の収納
	寒川町北部公民館	館長	公文書の複写代金の収納
	寒川町南部公民館	館長	公文書の複写代金の収納
	寒川総合図書館	館長	公文書及び図書館資料の複写代金の収納

～略～

第31号様式(第34条関係)

(略)

備考 1 3部作成し、1部は企画部財政課に保存し、1部は各課等に、1部は会計管理者あての通知書とすること。

2 (略) ～略～	2 (略) ～略～
--------------	--------------

(第10条関係)寒川町物品会計規則新旧対照表

現行	改正案																																										
～略～	～略～																																										
(物品の購入)	(物品の購入)																																										
第10条 物品を購入しようとするときは、財務規則第58条の規定による手続を経たうえで、物品購入依頼書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて <u>企画政策部</u> 財政課長(以下「財政課長」という。)に依頼しなければならない。	第10条 物品を購入しようとするときは、財務規則第58条の規定による手続を経たうえで、物品購入依頼書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて <u>企画部</u> 財政課長(以下「財政課長」という。)に依頼しなければならない。																																										
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)																																										
2～5 (略)	2～5 (略)																																										
～略～	～略～																																										
(不用物品の処分)	(不用物品の処分)																																										
第20条 (略)	第20条 (略)																																										
2 前項の規定により売り払うときは、 <u>総務課長</u> に依頼するものとする。	2 前項の規定により売り払うときは、施設再編課長に依頼するものとする。																																										
～略～	～略～																																										
別表第2(第6条、第8条関係)	別表第2(第6条、第8条関係)																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設置箇所</th> <th style="width: 15%;">物品管理者とする職</th> <th style="width: 15%;">物品出納員とする職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">企画政策部</td> <td>企画政策課</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td>財政課</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務課</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税務課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>収納対策課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	物品管理者とする職	物品出納員とする職	企画政策部	企画政策課	指定された職員	財政課	指定された職員	危機管理課	(略)	総務部	総務課	指定された職員			税務課	(略)	収納対策課	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設置箇所</th> <th style="width: 15%;">物品管理者とする職</th> <th style="width: 15%;">物品出納員とする職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">企画部</td> <td>企画政策課</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td>財政課</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td>広報戦略課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務課</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td>施設再編課</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td>税務課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>収納課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>町民部</td> <td>協働文</td> <td>課長</td> <td>指定された</td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	物品管理者とする職	物品出納員とする職	企画部	企画政策課	指定された職員	財政課	指定された職員	広報戦略課	(略)	総務部	総務課	指定された職員	施設再編課	指定された職員	税務課	(略)	収納課	(略)	町民部	協働文	課長	指定された
設置箇所	物品管理者とする職	物品出納員とする職																																									
企画政策部	企画政策課	指定された職員																																									
	財政課	指定された職員																																									
	危機管理課	(略)																																									
総務部	総務課	指定された職員																																									
	税務課	(略)																																									
	収納対策課	(略)																																									
設置箇所	物品管理者とする職	物品出納員とする職																																									
企画部	企画政策課	指定された職員																																									
	財政課	指定された職員																																									
	広報戦略課	(略)																																									
総務部	総務課	指定された職員																																									
	施設再編課	指定された職員																																									
	税務課	(略)																																									
	収納課	(略)																																									
町民部	協働文	課長	指定された																																								

町民部	協働文	課長	指定された
	化推進		職員
	課		
	町民窓	(略)	
口課			
福祉部	(略)		
健康子ども部	子ども	課長	指定された
	青少年		職員
	課		
	健康・ス	(略)	
ポーツ			
課			
(略)			
教育委員会	教育総	(略)	
	務課		
	学校教	課長	指定された
	育課		職員
	町民セ	館長	指定された
	ンター		職員
	北部公	館長	指定された
	民館		職員
	南部公	館長	指定された
	民館		職員
寒川総	館長	指定された	
合図書		職員	
館			
小学校	(略)		
中学校	(略)		
～略～			

	化推進		職員
	課		
	町民安	課長	指定された
	全課		職員
	町民窓	(略)	
	口課		
福祉部	(略)		
健康子ども部	子育て	課長	指定された
	支援課		職員
	保育・青	課長	指定された
	少年課		職員
健康・ス	(略)		
ポーツ			
課			
(略)			
教育委員会	教育総	(略)	
	務課		
	学校教	課長	指定された
	育課		職員
	小学校	(略)	
	中学校	(略)	
～略～			

(第11条関係)寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (徴税吏員の任命)	第1条 (略) (徴税吏員の任命)
第2条 総務部税務課及び <u>収納対策課</u> に勤務を命ぜられた事務職員(寒川町職員	第2条 総務部税務課及び <u>収納課</u> に勤務を命ぜられた事務職員(寒川町職員

<p>の職の設置等に関する規則(昭和46年寒川町規則第8号)第2条に規定する事務職員をいう。次項において同じ。)を徴税吏員とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>所 属 寒川町総務部(税務課・<u>収納対策課</u>)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>の職の設置等に関する規則(昭和46年寒川町規則第8号)第2条に規定する事務職員をいう。次項において同じ。)を徴税吏員とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>所 属 寒川町総務部(税務課・<u>収納課</u>)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--	--

(第12条関係)寒川町庁舎管理規則新旧対照表

現行	改正案												
～略～	～略～												
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)												
<table border="1"> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理者</th> </tr> <tr> <td>庁舎</td> <td>総務部 <u>総務課長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	区分	庁舎管理者	庁舎	総務部 <u>総務課長</u>	(略)		<table border="1"> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理者</th> </tr> <tr> <td>庁舎</td> <td>総務部 <u>施設再編課長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	区分	庁舎管理者	庁舎	総務部 <u>施設再編課長</u>	(略)	
区分	庁舎管理者												
庁舎	総務部 <u>総務課長</u>												
(略)													
区分	庁舎管理者												
庁舎	総務部 <u>施設再編課長</u>												
(略)													
～略～	～略～												

(第13条関係)寒川町公有財産規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 課等の長 寒川町職員の職の設置等に関する規則(昭和46年寒川町規則第8号)第3条第1項に規定する課長及び所長、同規則第5条第1項に規定する館長及び所長、寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和51年寒川町教育委員会規則第2号)第4条第1</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 課等の長 寒川町職員の職の設置等に関する規則(昭和46年寒川町規則第8号)第3条第1項に規定する課長及び所長、同規則第5条第1項に規定する館長及び所長、寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和51年寒川町教育委員会規則第2号)第4条第1</p>

<p>項に規定する課長、<u>寒川町公民館条例(昭和54年寒川町条例第11号)第3条及び寒川総合図書館条例(平成18年寒川町条例第9号)第3条</u>に規定する館長並びに寒川町消防本部の組織に関する規則(昭和46年寒川町規則第3号)第5条第1項に規定する課長をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(事務分担)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年寒川町規則第11号)第2条に規定する総務部<u>総務課</u>の長(以下「財産主管課長」という。)が行わなければならない。ただし、第14条第2項に規定する公有財産にあつては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>項に規定する課長 _____</p> <p>_____</p> <p>_____ 並</p> <p>びに寒川町消防本部の組織に関する規則(昭和46年寒川町規則第3号)第5条第1項に規定する課長をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(事務分担)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年寒川町規則第11号)第2条に規定する総務部<u>施設再編課</u>の長(以下「財産主管課長」という。)が行わなければならない。ただし、第14条第2項に規定する公有財産にあつては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
---	---

(第14条関係) 寒川町消防本部の組織に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第10条 第4条に規定する課及び担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>消防総務課</p> <p>(略)</p> <p>予防課</p> <p>予防担当</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p>警防担当</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p><u>(16)</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第10条 第4条に規定する課及び担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>消防総務課</p> <p>(略)</p> <p>予防課</p> <p>予防担当</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(12) 防火団体に関すること。</u></p> <p>警防担当</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(16) 火災に関する警報の発令及び解除に関すること。</u></p> <p><u>(17)</u> (略)</p>

～略～

～略～

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>